

平成27年第3回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月2日（水曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第3号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第4号	産業厚生常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第43号	平成27年度豊頃町一般会計補正予算（第3号）
日程第 6	議案第44号	平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第 7	議案第45号	平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 8	議案第46号	平成27年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第47号	豊頃町課設置条例の一部改正
日程第10	議案第48号	豊頃町個人情報保護条例の一部改正
日程第11	議案第49号	豊頃町消防団条例の制定
日程第12	議案第50号	豊頃町手数料条例の一部改正
日程第13	議案第51号	工事請負契約の締結
日程第14	議案第52号	北海道市町村総合事務組合規定の変更
日程第15	議案第53号	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更
日程第16	議案第54号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更
日程第17	同意案第5号	豊頃町教育委員会委員の任命

◎出席議員（9名）

1番 中村純也君	2番 小笠原茂人君
3番 坂口尚示君	4番 相澤昌幸君
5番 岩井明君	6番 菅谷誠君
7番 大崎英樹君	8番 大谷友則君
9番 藤田博規君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝君
副町	長	石田	貢君
教育	長	菅原	裕一君
農業委員会	長	竹下	昌徳君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	和田	宏樹君
企画課	長	柄崎	明久君
住民課	長	矢野	利治君
福祉課	長	岩城	光洋君
産業課	長	山本	芳博君
施設課	長	渡部	邦生君
会計管理者		佐藤	孝夫君
農業委員会事務局	長	高倉	明君
教育委員会教育課	長	富田	秀樹君
子育て支援所	長	瀬尾	光男君
消防署	長	佐藤	則仁君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局	長	高井	伸夫君
庶務係	長	木村	ひとみ君

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、平成27年第3回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
高井事務局長。
- 高井事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。
次に監査委員より、平成27年5月から平成27年7月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、本報告書は、お手元に配付のとおりであります。
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長。
- 宮口町長 第3回豊頃町議会定例会の行政報告を申し上げます。
初めに、農作物の収穫、生育状況であります。春耕や植えつけなどの農作業は天候に恵まれ順調に推移をしましたが、降雨量が少なく、干ばつや強風の影響により一部の作物で再播せざるを得ない状況になりました。しかし、その後、少ないながらも降雨を得て、各作物とも順調に生育している状況にあります。
好天に恵まれ8月2日に収穫作業を終えた秋まき小麦については「きたほなみ」に品種をかえて以来の収量で、現在、製品化調整作業が続けられていますが、製品反収では過去最高の収量と見込まれています。
次に、甜菜は、移植作業が平年より5日ほど早く終了し、草丈が若干下回るものの、葉数、根周とも平年を上回り順調に生育しています。また、直播においても移植と同様生育は良好で、病害の発生も少ない状況にあります。

馬鈴薯も植えつけ、開花とも平年より9日ほど早く、莖長も平年を上回り、芋の数、肥大も期待できる状況であります。

次に、豆類は、金時がやや遅れ気味な生育状況ですが、その他の豆類の生育は平年並みで、草丈は小豆を除き平年を下回っているものの、おおむね順調な生育で、着莢数は金時を除き平年を上回る状況となっております。

野菜類は、春物野菜が干ばつの影響を極端に受け収穫が落ち込んでいます。大根では、収穫量は平年並みであるものの、販売価格は、平年を若干上回る状況で推移しており、今後の市場価格の上昇に期待するところでもあります。

飼料作物では、牧草の一番草の収量は平年をやや下回ったものの2番草は順調な育成状況にあります。また、デントコーンは、草丈が平年を下回っていますが、葉数は平年を上回り、実入りを含め今後の生育に期待するところでもあります。

次に畜産関係ですが、生乳生産では、搾乳頭数の増や良質粗飼料の給餌により、対前年では、同期対比で4.2パーセント増と全道平均を上回る状況にあります。また、黒毛和種素牛価格は、全国的な需要の高どまりが続き、去勢・雌牛とも昨年を上回る高値で推移しています。

今後、本格的な収穫期を迎えますが、農作業事故に留意され、実りある豊穰の出来秋が迎えられることを期待するところでもあります。

また、8月31日から操業が開始されましたサケ定置網漁では、本町沿岸を含む襟裳以東西部海域の秋サケ来遊予測が、対前年で1.6パーセント増の350万尾となっており、昨年の実績を上回る好漁を願うところでもあります。

次に、地方版総合戦略の策定について。

国の成長戦略第2弾として、「まち・ひと・しごと創生基本方針」が6月30日に閣議決定され、地域に密着した中小企業が中心のローカル経済圏を直接のターゲットに設定し、地域経済の好循環を目指す「ローカル・アベノミクス」の実現に向けて、地方創生が本格的に動き出したところでもあります。

本町におきましては、理事者及び各課長等による「ひと・まち・しごと創生推進本部」を8月3日に設置するとともに、まちづくり総合計画の諮問機関である「ふれあいタウン推進会議」委員を中心に委嘱した委員や連合北海道豊頃地区連合会、十勝毎日新聞社、帯広信用金庫など労働団体及び民間事業者から委嘱した委員で構成する「豊頃町まち・ひと・しごと創生会議」を設置し、8月21日に第1回目の会議を開催し、「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定に着手したところでございます。

今後におきましては、12月を目途に策定を進める予定ですが、その間、パブリックコメントを求めながら、国が示す「地方における安定した雇用を創出する」、「地方への新しい人の流れをつくる」、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」の4つの政策分野に沿った人

ロビジョンと総合戦略を策定し、国及び北海道と一体となって人口減少に歯どめをかけるとともに、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指して、地域創生に向けた取り組みを推進してまいります。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 教育行政報告

●藤田議長 次に、教育長から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

菅原教育長。

●菅原教育長 第3回豊頃町議会定例会の教育行政報告を申し上げます。

ICT活用教育促進事業に係る実践校指定について。

国の人口減少問題対策・地方創生先行の取組の一環として北海道教育委員会が実施する「ICT活用教育促進事業」にかかる実践校に本町の2小学校が本年6月12日に指定され、8月20日にタブレットパソコン等が配備されました。

ICTとは情報（インフォメーション）通信（コミュニケーション）に関する技術（テクノロジー）の総称であり、本事業の主旨は、人口減少と少子化に伴い、将来的に児童生徒数を維持することが困難となる学校が増加し、子供たちの学び合いや社会性の育成など、教育の質の維持向上が課題になると予想されており、こうした課題に対し時間と距離に影響されないICTの活用が有効であることからタブレットパソコン等の円滑な導入や授業における効果的な活用を実践校を中心に調査研究し、その結果を全道に普及することを通して、道内各学校への導入促進を図り、教育の質の向上を図ることです。

本年度からの新規事業として、道内では、奥尻町、利尻町、留萌市、豊頃町の4市町が指定を受け実施される運びとなりました。

また、本年度、町事業として町内全小中学校の校舎内LAN（ローカルエリアネットワーク）システムを7月末までに全て改修整備し、各校舎内全域において、インターネット回線の利用が可能となり、授業中のインターネット情報の提供や本事業で導入されたタブレットパソコンも児童が各教室内で使用可能となりました。

本事業により導入された機器は、児童用タブレットパソコンが豊頃小学校に21台、大津小学校に5台、教員用タブレットパソコン各1台、指導用ノート型パソコン各1台、実物投影機各1台、電子黒板各1台であります。

また、ICT活用推進のため、事務職員1名が配置されました。

本事業による指定は3年間で、本年度は、授業での活用に向けた教職員の研修と授業研究を中心とし、豊頃小学校と大津小学校の連携によるインターネットや電話回線を利用した遠隔授業を試験的に実施する予定です。

また、次年度以降は、ICT機器の特性を活用した児童への授業資料の提供のほか、児童がタブレットパソコンを用いて検索等を授業で行い円滑に操作ができることを目標としています。

以上、ICT活用教育促進事業にかかる実践校指定の報告とさせていただきます。

●藤田議長 これでは、教育行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、7番大崎英樹議員及び8番大谷友則議員を指名します。

◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月9日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、9月9日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第3号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第3号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大崎議会運営委員長。

●大崎議会運営委員長 委員会報告第3号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成27年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成27年8月28日。

3、調査の経過。

(1)平成27年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成27年8月26日招集告示のあった平成27年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月28日に委員会を開催し、会期及び会期日程等についての協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成27年第3回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、9月9日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、陳情書の取り扱いについては、平成27年第2回定例会閉会後に受理したものは3件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるもの3件とした。

ウ、同意案第5号教育委員会委員の任命については、議会運営基準に基づき、討論を省略し簡易採決することとした。

エ、本会議において決算認定の審議が行われることに伴い、議長からの会議規則第55条（質疑回数制限）の規定を適用しない旨を会議に諮ることとした。

オ、豊頃町議会会議規則の一部改正及び豊頃町議会傍聴規則の一部改正を議会運営基準に基づき、議員発議により定例会3日目に提案することとした。

カ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の9月2日に開催するよう日程を調整した。

以上。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第3号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第4号

●藤田議長 日程第4 委員会報告第4号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

相澤産業厚生常任委員長。

●相澤産業厚生常任委員長 委員会報告第4号産業厚生常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)農作物の作況状況について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取及び現地調査。

3、調査期日。

平成27年8月24日。

4、調査の経過と結果。

(1)農作物の作況について。

町内の農作物の作況について、8月24日に開催された町農業改良推進協議会が主催する作況調査に同行した調査した。

調査当日は、町内の9圃場9作物について1圃場ごとの作物の草丈、着莢数などの生育状況や、病虫害の発生状況、農作業の進捗状況及び今後の注意事項などについて説明を受けた。

本年は、4月下旬から5月上旬にかけて天候に恵まれ甜菜の移植作業や馬鈴薯の植付作業、豆類のは種作業は平年並みだったが、その後の好天により、順調に生育している。

調査時点での作物ごとの生育状況は、豆類については、6月4日の風害により、再播、播き返しの面積が約240ヘクタールとなり、その後も干ばつ等により生育のおくれもあったが、7月後半からの好天と降雨により、平年以上の収量が期待できる状況である。甜菜についても、病気も少なく、根中糖分も多く、高収量が期待される。馬鈴薯も、5月の干ばつの影響を受け生育が停滞していたが、その後の降雨により平年並みの収量が見込まれる。

牧草について、1番草は、収量が平年をやや下回ったものの、2番草は順調に生育している。デントコーンは干ばつによる水分不足のため、平年より草丈が短く、昨年より収穫量の減少が懸念される。

なお、現地調査は行わなかったが、既に収穫作業の終了した秋まき小麦については、5月の干ばつの影響が懸念されていたが、その後の好天により、平成23年から収穫の品種「きたほなみ」で初めて、期待収穫量に達した。

現時点での状況は以上のとおりであるが、今後の台風等により作物への影響が懸念される所である。

また、今後においては、病虫害による被害、霜の降りる時期によっては豆類の収穫に悪影響を及ぼすことも考えられる。

全町的に中長期的な明・暗渠排水などの農地基盤整備対策や、平成20年度から行われている土層改良を目的とした圃場への泥炭土の受け入れ継続など、安定的な収量確保に向けた対策を講じることや、本格的な収穫期を迎えるに当たり農作業事故の注意を喚起するよう関係機関等を通して指導を徹底されたいなどの意見が出された。

以上であります。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は報告済みとします。

◎ 議案第43号

●藤田議長 日程第5 議案第43号平成27年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

和田総務課長。

●和田総務課長 平成27年度各会計補正予算書、1ページをご覧願います。

議案第43号平成27年度豊頃町一般会計補正予算(第3号)について説明いたします。

初めに、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億838万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億4,252万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から説明いたします。12ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費において、備品購入費など合わせて55万円を追加。

2 款総務費、1 項総務管理費において、1 目一般管理費に、修繕料など合わせて250万円を追加。

3 目財産管理費に、公有財産購入費に543万円など合わせて588万円を追加。7 目企画費に、定住促進等住宅取得補助金に370万円を、危険廃屋解体撤去事業補助金に100万円を。

14 ページをお開きください、電柱等補償費に150万円を追加するなど、合わせて673万5,000円を追加。9 目電算情報管理費に総合行政情報システム改修業務に198万3,000円を、住民基本台帳ネットワーク機器追加業務に119万3,000円を追加するなど、合わせて449万5,000円を追加。

3 項戸籍住民基本台帳費に個人番号カード関連事務委任交付金に118万円を追加するなど、合わせて135万5,000円を追加。

16 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費において介護保険特別会計繰出金及び平成26年度障害者児率支援給付費等国庫・道負担金精算返還金など合わせて138万4,000円を追加。2 項児童福祉費において50万円を追加。

4 款衛生費、1 項保健衛生費において14万9,000円を追加。

18 ページ。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、2 目農業総務費に十勝川河畔林等伐採物処理委託料

230万円など、合わせて318万円を追加。3目土地改良総務費に農道・明渠維持補修費770万円を追加。これら合わせて農業費に1,088万円を追加。

2項畜産業費に50万円を追加。

4項水産業費に、漁業経営近代化促進事業補助金など合わせて118万2,000円を追加。

20ページ。

6款商工費、1項商工費に、プレミアム付特別商品券発行事業補助金に869万6,000円を追加するなど、商工費合わせて940万3,000円を追加。

7款土木費、2項道路橋梁費において、維持補修費に1,000万円を、工事請負費に南団地通り改良工事など2,700万円、それぞれ追加し、合わせて3,700万円を追加。

22ページ。

3項住宅費において、80万円を追加。

4項河川費において、維持補修費に250万円を、工事請負費に農野牛分線川補修工事及び昭和川補修工事に800万円をそれぞれ追加するなど、合わせて1,050万円を追加。

5項施設費において、公園施設管理費に222万8,000円を追加するなど合わせて389万8,000円を追加。

24ページ。

6項公共下水道費において、公共下水道特別会計繰出金462万9,000円を追加。

8款消防費、1項消防費において、とかち広域消防事務組合負担金149万7,000円を追加。

2項災害対策費において、排水機場修繕料152万3,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費に41万5,000円を追加。

26ページ。

2項小学校費に47万4,000円を、3項中学校費に77万7,000円を、4項社会教育費に105万7,000円を、5項保健体育費に30万4,000円をそれぞれ追加するものであります。

以上が歳出にかかる補正の主な内容であります。

これら歳出に伴う歳入につきましては、8ページをご覧ください。

9款地方交付税、1項地方交付税に普通交付税3,278万1,000円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金に38万7,000円を追加。2項国庫補助金に個人番号カード交付事業費など、合わせて128万7,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金に19万3,000円を追加。2項道補助金に地域住民生活等緊急支援交付金、地域消費喚起生活支援型に261万5,000円を追加するなど、合わせて274万5,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金に15万円を追加。

10ページをお開き願います。

18款繰越金、1項繰越金に前年度繰越金2,549万2,000円を追加。

19款諸収入、5項雑入において1目過年度収入に障害者医療費等国庫・道費負担金407万9,000円を、介護保険特別会計繰出金精算返還金213万5,000円を追加するなど、合わせて646万8,000円を追加。5目雑入にいきいきふるさと推進事業100万円を追加するなど、合わせて雑入746万8,000円を追加。

20款町債、1項町債において、臨時財政対策債3,788万4,000円を追加するものであります。

以上が、歳入にかかる主な補正の内容であります。

次に、地方債の補正を説明いたします。4ページ。

第2表、地方債補正をご覧ください。

臨時財政対策債において、発行可能額が確定したことから、規定の地方債の限度額に3,788万4,000円を追加し、地方債限度額の総額を5億6,328万4,000円と改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 提案の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

9款地方交付税。

(質疑なし)

●藤田議長 13款国庫支出金。

(質疑なし)

●藤田議長 14款道支出金。

(質疑なし)

●藤田議長 16款寄附金。

(質疑なし)

●藤田議長 10ページをお開きください。

18款繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 19款諸収入。

(質疑なし)

●藤田議長 20款町債。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

1 2 ページをお開きください。

1 款議会費、1 項議会費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2 款総務費、1 項総務管理費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 1 4 ページ。3 項戸籍住民基本台帳費。

大谷議員。

●8 番大谷議員 ここで予算を見ております個人番号カードについてお伺いしたいと思いますが、これは新しく国民に番号を附って事務の効率化を図るという制度だというふうに理解しておりますが、1 日の広報紙にこの制度の冊子が配られておりますが、なかなか私も読んで見ましたけれども、一遍に理解するということはできないわけがございます。今後においては、そういうことをどのように町民に知らしめていくのかということ、まずお聞きしたいと思います。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 お答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、1 回7 月の広報に概要を載せていただきました。今回、町が発行しましたマイナンバー制度の概要ということで、きのう小冊子として配布させていただきましたが、まだ不十分なところもあるかと思います。今後、1 0 月 1 日から通知カードの発行が順次行われますので、1 0 月 1 日の広報でも、今度はわかりやすく紙面を割きまして住民に説明していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

●藤田議長 大谷議員。

●8 番大谷議員 この業務については今後交付されまして、その後本人が申請していくわけでございます。そういうことになると、今度窓口対応というふうになります。やはり言葉で説明されないとわからないお年寄りの方も多いかと思います。そういった意味で懇切丁寧な説明が求められるのではないかとこのように思いますが。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 高齢者等のお年寄りの皆さんにつきましては、なかなか理解しがたい制度かと思っております。1 0 月 1 日から通知カードの交付が始まりますが、そのことにつきましても町民に周知するような協議をさせていただきたいと思っております。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 今、住民課長のほうから答弁がありましたけれども、私のほうから補足をさせて

いただきたいと思います。

今まで同様ないろいろな会議等がございます。老人クラブ等の会議、それからまたいろいろな協議会等がございますので、その折に幅広く町民に周知を徹底していきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

●藤田議長 大谷議員。

●8番大谷議員 基本的なこの制度の趣旨というのが、きのう配られた冊子でもよく分からないわけですよ。やはりその辺の趣旨というものははっきりと住民に理解させていかないと、この制度の普及は広まっていかないと。本人が申請しない限りはカードを発行できないわけですから、その辺の趣旨をしっかりと、やはり行政業務の効率化、そして行政経費の節減ということが一番で、それとスピード化が問題だというふうに思っているんです。その辺をしっかりと説明していくべきではないかというふうに思いますけれども。

●藤田議長 石田副町長。

●石田副町長 そのとおりだと思います。非常に理解するのが難しい。そしてまた、通知カードが来た後に、また申請をして番号カードを取得するような形になります。必要のある方も必要のない方もそれぞれいるわけでありまして、その辺の使い方、使う方法、そういうものを先ほど申し上げましたように、いろいろな機会をとらまえて、各課それぞれ会合等を持ちますので、職員からそれぞれそういう場において、そういうお話しをさせていただきながら周知徹底を図っていききたいなというふうに考えております。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 ただいまの質問者と同質問になるかもしれませんが。いわゆるマイナンバー制度というものの導入についての期間というのは、やはり即対応には難しいと理解しています。実は、これは町民個人のマイナンバーと、それから企業にもあるんですね。したがって、これはやはり商工会もこれはレクチャーしています。ところがなかなか難問で、即対応は当事者は難しいなというのが意見です。率直な意見なのです。

ですから、これは、今、副町長がお話ししたように当町における住民に対するレクチャー期間というのか指導期間、これは若干期日があるので、その辺の体制を内部的に経済界の商工会もそうですが、農協もそうだと思うのです。それから法人会に入っている建協もそうです。そういう意見がもう出てますので、総体的にそれを町長、やっぱり対応を考えるべきだなという感じがしますけれども、その辺の今後の考え方がもしおありでしたらお聞かせください。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今のマイナンバーの件ですけれども、個人、法人でございます。特に私どもは個人に対するマイナンバーのご理解ですけれども、高齢者についてはほとんど使わない方は私を含めて利用されない方、また、利用する用件がない方は、私ども高齢者が多いかなというふうに思っております。そういう方に限り、やはり利用するしないは別にして理解を深めるために、先ほど副

町長も言いましたとおり、できるだけ出向いてそういう機会に対応したいと。

もう一つは、行政サービスよりも行政の効率化に、今、大崎議員から指摘されるように行政の効率化というのは非常に、番号制にすると全てがある程度把握できる。反対される組織、団体もあろうと思いますけれども、やはり個人の番号によって個人を締めつけたり管理するのではなくて、やはり統計上の数字、それから個人が必要なときに瞬時にものがわかる。全て行政の事務改善等につながるためにも、私はこういったマイナンバー制度、個人が使う使わない別にして、役所で管理することが大切だというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 5番岩井議員。

●5番岩井議員 関連質問ですけれども、このマイナンバー制度というのは、個人情報は今もかなりひどく漏れているわけですから、このマイナンバーに関しましては、私が理解しているのは強制はないというふうに理解しているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ナンバーは全部国民にはつきますけれども、全く利用されない方については発行して要らない。また、必要によっては発行する場合もあろうかと思うのです。今の段階では必要に応じて発行したいというふうに考えております。

●藤田議長 次に、進みます。

16ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 18ページ。

5款農林水産業費、1項農業費。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 質問ではありませんけれども、状況を聞かせていただきたいのですが、この農村サポート研修施設修繕料というのは大した金額というか45万円かかるのですが、これはどのような程度の、ここに書いてあるとおり補修というのですから修繕なのかということ、ちょっと大分年数が経ってますので、この件については今後もそういうものが出てくるなという予測をしているものですか、ちょっとお聞かせいただけますか、内容です。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 サポート研修施設の修繕料でございますが、45万円の予算計上につきまして

は、洋式用のトイレがございいますが、現在水洗化はされておりますが、ウォシュレット等の設置がないために便座改修を5基する予定と、あわせて裏口の建物と地面との段差がかなり大きくなっておりますので、そこにコンクリー盤を設置しまして段差を解消するような補修をしたいということで、45万円を計上しております。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 よく理解できましたが、トイレはそういうようなことで重点的にやるようですが、今後についてはこういう関係の箇所というのはもう見当たりませんか、それともこれで打ち止めになりますか。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 建物でございまして、随時不具合、補修等という場所については出てくる可能性が全くないということは言い切れませんので、適宜その段階で予算計上をしながら改善を図るような考え方でいます。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 なぜこのような質問をするかと言うと、非常に多様に使用されていると思います。状況を聞いていますと、やはり新規就農者あるいは今後の体験農場だとか、そういうものに唯一やはり豊頃のシンボリックな施設ではないかなというふうに私は理解しています。

したがって、今回についても産業まつりについてもいろいろと皆さん見学をされる場所にも、一つになっているんですね。したがって、そういうものについては管理されている団体から言われる前に、定期的にやはりいろいろな催事にあわせてそれらの検証をすべきだなというふうに私は希望しているわけです。したがって、非常に景観的にもすばらしい、多目的広場もある、そういうようなことで学校も周辺にきっちりと整備されている。こういうところが豊頃唯一平坦地の一番シンボルで象徴的な施設が集中しているというふうに理解しているものですから、その辺の象徴と定期的なそういう施設の管理を行政からも、担当の課長大変ですがご苦労いただきたいなというふうに思います。

●藤田議長 山本産業課長。

●山本産業課長 ご指摘いただいたとおり、担当課としましてもそのような体制をとりながら、利用に支障が生じないような形で管理を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

●藤田議長 次に進みます。

2項畜産産業費。

(質疑なし)

●藤田議長 4項水産費。

(質疑なし)

●藤田議長 20ページ。

2 項畜産産業費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 6 款商工費、1 項商工費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 7 款土木費、2 項道路橋梁費。

説明第 1 号。渡部施設課長。

●渡部施設課長 別冊の予算説明書、1 ページをお開き願います。

説明第 1 号、町道整備工事の施工についてご説明いたします。

工事箇所につきましては、2 ページ、3 ページに施工位置図を添付しておりますので参照していただきたいと思ひます。

工事概要について説明いたします。

対図番号 1 ページ。南団地通り改良工事。

これは豊頃のセイコーマートから町営住宅豊頃南団地に入る道路ですが、近年、定住促進賃貸住宅、アパートが建設されまして交通量が増えたことから改良工事を行うものであります。

工事予算額は 1,300 万円。

工事内容は改良・延長 130 メートル、幅員 5.5 メートル。舗装については来年度を予定しております。

同じく対図番号 1 ページ。定住促進賃貸住宅。敷地内通路新設工事。これは現在建っている定住促進住宅の東側に新たに定住促進住宅の建設を予定しているため、その敷地内の通路を整備するものであります。

工事予算額は 900 万円、新設延長 80 メートル、幅員 4 メートル。舗装については来年予定しております。

対図番号 2 ページ。幌岡第 3 幹線舗装補修工事。

これは幌岡西 10 線の舗装の路肩部分が下がっているものを補修するものであります。

工事予算額は 500 万円。舗装補修延長 1,100 メートルであります。

これら 3 件はいずれも新規工事であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

7 番大崎議員。

●7 番大崎議員 この 3 件についての最初の南団地の件です。

現状はこれはもう皆さんご覧になっていると思ひますが、非常に先刻の新聞にも民間集合住宅のご希望の業者募集は 14 日までというふうに掲載してますね。過去においてこれは 5 棟並んでい

ます、5棟ですね。東側には警察署があります。このセイコーマートという民間の販売店がありますが、それによって非常に住民は現在まで居住している住民、公営住宅に入っている方も利便性が非常に高まったということで、便利さです。それで非常に喜んでいます。

それで、今、民間の集合住宅も大よそ入居率はオーケーというか100パーセントにはなってませんが、80、90パーセントぐらいの報告を聞いています。だからこそ町としては、その地域にそういうような民間の力で居住住宅を募集したのだと思うのですね。

ところが、整備されてきたものですから、この件についても提案されて、今130万円です。これ非常に私はよかったと思ってます。その反面、あの公営住宅は非常に老朽化しているのですね。一番豊頃で古いと思います。したがって、これは過去において水洗化しました。ですから生活のライフスタイルは非常によくなったと思っています。

ただし、せっかくそのように整備された町有地に民間の集合住宅を建てて、全体的な人口問題も若干なり可能性と希望が見えてきた。そういうところに希望として住民が申し出てきているのは、その旧公営住宅をもう少しリニューアルとして統一的なものにできないか。統一的ということは、思い思いにガレージをつくったり、物置をつくっている。そのものについての美観・景観が非常に何となくまずいというか悪いというようなところの反省があります。

中には、まきを燃やして暖を取っている、煙突をつけている方もいます。この方については、生活的なものがあるからかなという意見もあるようですが、これらの指導について今後どうするかというところのお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 今、ご指摘をされたとおりでございますけれども、特に豊頃南団地の一部については、過去にも職員が再三にわたって立ち退いていただいて、新しい建物が建ったときに、またそこに入れますからという形でお話をしてきましたけれども、いかんせん入っている方が何十年で非常に愛着がありまして、古い建物ですから家賃的にも非常に手頃だと。新しくなれば当然それなりに応じた家賃をいただかなければならない。特にそういう形、今言ったとおりにまきを焚いている、自分のライフスタイルといいたいでしょうか、非常に懐かしい気持ちが強いものですから、行政としても強制的にそこに立ち退いて新しいものをするというよりも古い家で、やっぱり自分の歴史があるものですから、なかなか全員がそろって賛成されることができないのが現状でございます。

ただ、問題は、私も心配しているのは、物置なんか非常に古くなっておりますから、物置の面についてでもできれば統一したいような施設をしてあげたら、まだ環境整備が進むかなというふうに思っております。今後、また、今ご指摘のありましたとおりで担当者なり、そこに入っている住民と十分協議しながら前向きで考えたいというふうに考えております。

以上です。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 どうもありがとうございました。

もう1点ですね、これはちょっと現状、あそこは工事が殺到したというか集中したのですね。工期の関係かもしれませんが、民間の方々が建築を3棟一斉にしたのですね。そのときの住民の不便さというのを直接抗議されました、私、見に行ったときにですね。ということは、出入りが非常に安全警備員が少ないのか、いたのですが要領が悪いのか、住民に迷惑がかかったということが事実です。

それから、もう一つは住民の中で、先ほど町長からも今後いろいろ指導していきましようという話ですが、物置、ガレージを勝手につくるものですから除雪ができないのだよということを私に言ってきました。これ以上できませんから私どもも老人で除雪できません。どうにかしてくれという、これは住民での交渉はできません、行政が中へ入らないと、隣の人の物置をよけてくれとか壊せということではできませんので、その辺のやはり現状を把握して適時な指導をしてもらいたいなど、こう思います。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 その件につきましては、昨年は3件もの賃貸住宅が一斉に建てられたということで大変住民の方にご迷惑をかけたというふうには考えております。今年度もまた1棟ないし2棟の今のところ工事予定の申し込みを受け付けているところでありまして、もし工事が始まる際には、住民の皆さんにまずは工事についての説明、それから建て主に対する住民交通の妨げにならないようにということの指導を十分してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 もう1点の住宅の物置、車庫等についてですが、物置については基本的に町の設置したものでして、車庫が皆さん個人で建てているものになります。それで、確かに狭い通路の中に物置や車庫が建っていますので、広いスペースはないので大きな重機等はなかなか入るのが難しいのですが、建てるスペース的にも今の場所ぐらいしか見受けられますので、あそこの団地につきましては、今後3年後ぐらいから建てかえも始まりますので、それにあわせて、またいろいろと整備していきたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

●藤田議長 なければ、11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

22ページをお開きください。

3項住宅費。

(質疑なし)

●藤田議長 4項河川費。

説明、渡部施設課長。

●渡部施設課長 予算説明書、5ページをお開き願います。

説明第2号、町河川整備工事の施工についてご説明いたします。

工事箇所については、次のページに施工位置図を添付しておりますので参照していただきたい
と思います。

工事概要について説明いたします。

昭和川補修工事。

工事予算額は500万円。

工事内容は河道掘削、延長500メートルであります。

この河川につきましては、河道に土砂が埋塞し流れを阻害しているため、この工事を行い埋塞
土砂を除去するものであります。これは今年度新規工事であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札を予定しておりますので、よろしくお願いたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項施設費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 24ページ。6項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 8款消防費、1項消防費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 2項災害対策費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 9款教育費、1項教育総務費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 26ページをお開きください。

2項小学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3項中学校費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページをお開きください。

第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号

●藤田議長 日程第6 議案第44号平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書29ページをお開きください。

議案第44号平成27年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ691万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,249万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、本年4月に改正された介護保険制度により低所得者等に対する保険料軽減が図られたことによる後期負担分の予算化及び平成26年度国庫・道負担金及び支払基金交付金

等精算返還金並びに一般会計繰入金精算返還金が確定したことによる補正であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、38ページ、歳出からご説明いたします。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金に、平成26年度国庫・道負担金及び支払基金交付金等精算返還金477万8,000円を追加。

同じく5款2項繰出金、1目一般会計繰出金に平成26年度一般会計繰入金精算返還金213万6,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、36ページの歳入をご覧ください。

1款、1項介護保険料、1目第1号被保険者介護保険料から、低所得者介護保険料軽減措置分の現年度分保険料77万4,000円を減額。

5款、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金に、過年度分地域支援事業交付金15万3,000円を追加。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に、低所得者介護保険料軽減繰入金として77万4,000円を計上。

8款、1項繰越金に、前年度繰越金として676万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

36ページをお開きください。

1款介護保険料。

(質疑なし)

●藤田議長 5款支払基金交付金。

(質疑なし)

●藤田議長 7款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 8款繰越金。

(質疑なし)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

38ページをお開きください。

5款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 これは既にご存じだと思いますが、介護保険の被保険者というのは、介護保険全体というのは3年に見直しがかかりますね。これが今年度なのですね。私も対象者ですが、介護保険は毎月年金から天引きされるわけです。そういうような中において、昨年までは7段階の介護保険のランクがあった。それが今回は9段階になったわけですね。これは間違いのないと思います。

こういうような介護保険の制度というのは、3年3年見直す。これは国政に対する批判もたくさんあります。あるいは経済力の弱者に対しても非常に問題が発生しているというふうな状況も聞きます。これによって、7段階から8段階になったことよっての負担額は1割から3割になります。病院にかかった場合ですよ。これは年収に対するそういうランクづけだというふうに認識しています。

このことによって今後豊頃町の国に対する、あるいは豊頃町、これは地方自治体で負担しなさいという方向が今見えてますが、その辺についての考え方を、これは結果というか結論は出ないかもしれませんが、考え方をお聞きしたい。あと3年後にはもう1回こういうような見直しがあります。下がるのか上がるのかというのは単純な問いかもしれませんが、考え方です。これについて豊頃町として、今後そういうような状況になったときにどうするかというところと現状について、町長に今のこの制度についてお考えをお聞きしたいなと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 まず、介護保険の段階ごとの件でございますけれども、細分化されましたから、それぞれ所属に応じて正確に算出されるというふうに考えております。ただ、段階が増えたから下がするのがぐっと増えたわけでありませんので、総合的な中で適切に区切りをしたというふうに考えております。

それで、介護保険の関係ですけれども、どうしても福祉の充実、つまり施設が充実すればそれだけ各町村とも自治体が負担をしなければ介護保険の基本的な考え方になります。国も相当福祉大国でございますので、金は投資しております。それにあわせて道も町村も出しているわけでありませぬ。

もう一つは、3年に一度の見直しということは、毎年やることについては非常に事務的にも難しいですし、3年やってその保険料が合わなければ保険料を上げますし、もし、保険料に余裕があれば保険料を下げるような状況になっております。将来にわたって一般質問等々にも出ておりますが、非常に家庭で見る考え方がそうになってきておまして、介護の低い方については家庭で

何とか面倒を看て、しかし、今、現状で家庭で見るだけの余裕、時間的にも、それからさらに経済的にも大変厳しい状況下に追われているのは住民であり道民であり、国民だというふうに私は思っております。

今後どういうふうになるかということは、私は、やはりある程度財政力によると思いますけれども、ある程度その自治体がそういった高齢者に対する手当てというのはますます負担が重くなっていくというのは、いかし方がないというふうに思っています。ただ、現状で福祉に財政的なシフトを加えますと、限られた財政の中でどうしても別な面の手薄な面も出てくる可能性がありますから、その辺は町全般的に物を考えながら判断していかなければならないと思います。

いずれにいたしましても、ご指摘のとおりできるだけ町民が安心して暮らせるまちづくりは私のモットーですので、財政の許す限りはそれぞれ町独自の方法なり、国の政策、道の政策を曲げてやるということは難しいですけれども、自治体の責任の範囲内で対応していきたいというふうに考えております。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 非常に今後のまちづくりと住民に対する将来的な安定感というのですか安心感というのですかね、そういうものを考えていくためには強制的に高齢者が多い当町においては、これらの行政に対するリスクというのですか負担が高くなるという傾向だけは、私、単純にとらえているのですが、そういう場合における行政の援護というのですか支援というのは、これはやはり第一に町民を考えなければならぬなというところのお話だと受けとめているのですね。その辺を含みながら今後についての介護保険というものについては、もう全ての町民の関心を高めなければいけないなというようにもとらえてますので、財政的な裏づけについて、見通しとしてそれでは一般財源からどの程度入れるかということは、これは難しい話ですが、財政的な支援の方向性というのは見えるかどうか、その辺の観測的なところでも結構ですが、もう一言お願いしたいと思います。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 介護保険も普通の町民が入っております国保税もほとんど似たような形。と言いますのは、病院にかかる方が多くなれば当然保険料は高くなります。そして、保険税はそれぞれ皆さんに負担を求めています。介護のほうも、それだけ施設を利用すれば、どうしても全体の中からはじき出すのと負担がかかります。これもある程度国の制度に従ってやっておりますので、その財政的な負担は先ほど言いましたとおり、今の段階ではある程度余裕はありますけれども、本当に将来にわたっていつまでも今のような福祉全体の財政支援ができるかといったら、これは先は非常に難しいというふうに考えております。

特に、今、福祉事業の中でも、介護のほうが非常に重点を置かれて心配されておりますけれども、これからもできるだけ町民に負担のかからないというか、それは所得に応じて当然保険料、介護料は取っておりますけれども、できるだけ町民が安心して暮らせるような方法でやりたいと

いうふうに思っております。しかし、財政的には果たしていつまで続くか、今の段階では財政的にはある程度体力を持っておりますので、それぞれ対応していくことはできるかというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●藤田議長 日程第7 議案第45号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 補正予算書41ページをお開きください。

議案第45号平成27年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,796万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、広域連合納付金及び前年度一般会計繰入金精算返還金の確定に伴うものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、50ページ、歳出からご説明いたします。

2款、1項、1目後期高齢者医療広域連合納付金に保険料等負担金として17万円を追加。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金に53万7,000円を追加。

同3款、2目繰出金、1目一般会計繰出金に、平成26年度一般会計繰入金精算返還金として25万4,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、48ページ、歳入をお開きください。

3款、1項、1目繰越金に前年度繰越金42万4,000円を追加。

4款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金に53万7,000円を追加する
ものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

48ページをお開きください。

3款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 4款諸収入。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

50ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 3款諸支出金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、歳出全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●藤田議長 日程第8 議案第46号平成27年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 53ページをお開き願います。

議案第46号平成27年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ615万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億992万5,000円と定めるものであります。

本補正予算は豊頃南町に建設を予定している定住促進賃貸住宅及び新築を予定している個人住宅に公共枿を設置するためのものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

62ページ。歳出からご説明いたします。

1款総務費、2項施設管理費において、公共枿設置工事費615万6,000円を追加するものであります。

この歳出に伴う財源として、60ページ、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金において、一般会計繰入金462万9,000円を追加。

5款繰越金において、前年度繰越金152万7,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

60ページをお開きください。

4款繰入金。

(質疑なし)

●藤田議長 5 款繰越金。

(質 疑 な し)

●藤田議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

6 2 ページをお開きください。

1 款総務費。

8 番大谷議員。

●8 番大谷議員 この工事については、あの地域は今後もまだまだ発展していく可能性があるというふうに考えています。そういった意味でおきますと、その都度一つ一つ整備するのではなくて、全体を鑑みて整備してはいかがでしょうか。

●藤田議長 渡部施設課長。

●渡部施設課長 現在計画してます賃貸住宅の土地については、2 棟を今回予定してありますが、あと警察と今回予定してます間に1 棟建つぐらいの面積しかありません。今回管は引っ張りますので、あとは柵を設置するだけの工事になりますので、非常に少額の工事になろうかというふうに考えております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第47号

●藤田議長 日程第9 議案第47号豊頃町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第47号豊頃町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本町の課の設置は、豊頃町行政改革大綱に基づきまして時代に即応した組織機構を整備しながら、随時見直しを行ってきております。

本案は行政機構の見直し及び適正な人事配置により事務改善と事務事業の効率化を図るため組織機構の一部を見直すものであり、平成27年5月1日十勝広域消防事務組合の設立により、平成28年4月1日から消防団の事務が町に移管されるため、課の分掌事務を改めるものであります。

第2条総務課所管の項第4号を消防団に関することに、企画課所管の項第8号を文言整理し、情報に関するものに、それぞれ改めるものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

●藤田議長 日程第10 議案第48号豊頃町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 議案第48号豊頃町個人情報保護条例の一部改正についてご説明いたします。

本案の改正主旨及び改正内容につきまして、別添議案説明書説明第1号によりご説明いたしますので、1ページをご覧ください。

初めに、改正の主旨であります。豊頃町個人情報保護条例は、個人の基本的な人権を擁護し、公正で民主的な町政の推進を目的として、町が保有する個人情報の適正な取り扱いに関し必要な

事項を定め、平成16年4月に施行し運用されてまいりましたが、平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が制定され、本年10月から全ての国民に個人番号が付番通知され、平成28年1月から制度の運用が開始されることに伴い、個人番号を内容に含む特定個人情報等について、より厳格な保護措置を講ずるため番号法及び国の行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえた本条例の整備を行うものであります。

次に、主な改正内容であります。第2条関係の改正は、個人情報の定義について、行政機関個人情報保護法の定義と同様の規定とするため、特定個人情報、情報等提供記録及び特定個人情報ファイルの取り扱いについて、新たに規定し、平成28年1月1日から施行するものであります。

次に、第6条の2の改正は、特定個人情報保護評価について意見を聞く場合、豊頃町個人情報保護審査会の意見を聞くものとする規定を設け、公布の日から施行するものであります。

次に、第6条の3の改正は、特定個人情報ファイル簿の作成及び公表について、新たに規定したものであります。

次に、第7条の改正は、本人以外から個人情報を収集できる場合について、追加規定したものであります。

次に、第8条の改正は、個人情報の利用及び提供の制限について、特定個人情報を追加する第8条の2と区分するため、見出しを改正するとともに、特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限の例外規定を追加するものであります。

次に、第8条の2の改正は、特定個人情報の目的外利用を厳格に制限するため、新たに規定するものであります。

次に、第9条の改正は、特定個人情報の提供については番号法において定められており、本規定が適用されることがないため、特定個人情報を除くとする規定を追加するものであります。

次に、第14条から第21条関係までの改正は、特定個人情報の開示請求について、本人の委任による代理人もできるものとしたほか、特定個人情報の開示決定期間等を明記したものであります。

なお、第6条の3から第21条関係までの改正規定は、平成28年1月1日から施行するものであります。

次に、第27条の2の改正は、情報提供等記録の訂正を実施した場合、情報提供ネットワークシステムを管理する総務大臣及び情報の照会者及び提供者に対し書面により通知することを新たに規定するもので、施行期日は番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行日とするものであります。平成29年1月から施行する予定となっております。

次に、第28条関係の改正は、自己に関する個人情報の取り扱いの是正の申し出について、第6条第2項に規定する実施機関の職員または職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関

する事務を適用除外とする規定を追加するものであります。

次に、第34条関係の改正は、番号制度では、特定個人情報等を閲覧できるウェブサイト上の情報を提供と記録開示システムであるマイポータルを通じて、自己の個人情報を閲覧できるようになるため、このマイポータルによる開示のほうが、より利便性が高い場合が想定されます。

このため、番号法では、他の法例等に同一の方法での開示が認められる場合においてもマイポータルによる開示を認めることとしているため、本条例においても他の法例等による開示の実施との調整を行わず開示請求の重複を認める規定とするものであります。

なお、第28条と第34条の関係する改正規定は、平成28年1月1日から施行いたします。また、附則に施行期日を規定しております。

以上でありますので、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7番大崎議員。

●7番大崎議員 今、提案されて説明を受けたのですが、個人情報保護条例の一部改正で、条文を言われても正直言うと、これを読んでもなかなかわからなかった。それで、正直言うと理解できません。ただし、この3ページのところを見てもらうとわかるのですが、この個人情報というのは何となく自分に置きかえてわかるのです。ところがこの文言の中で特定個人情報というのがあります。これには行政手続における特定の個人を識別するというのは、どういう識別の仕方があるのですかということをお教えしてほしいのですね、質問したい。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 特定個人情報といいますのは、個人番号を内容に含む個人情報のことを言います。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 そこまでは、どうにか理解できます。私がお聞きしたのは、特定個人情報というのはどう違うのかということをお聞きしたのですね。そして、それを識別するという文言があるのではないですか、それを説明いただけますか。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 通常個人情報といいますのは、役場でさまざまな所管の課で取り扱っている町民の情報、大体を総じて個人情報になるわけですけれども、この特定個人情報については、あくまでも番号法による個人番号が、個人番号つきましたら、その情報が識別できることとなりますので、個人が特定されることとなりますので、その特定個人情報というのは、その番号法による番号が記載された内容を含む個人情報のことを特定個人情報というものであります。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 なかなか、これはまた個別に企画課長に教えてもらいます。したがって、私がお聞きしたいのは、この3ページの(2)のところの文言の最初のところの識別というのは、ど

ういうふうに識別を行政手続における特定の個人を私を識別するのですかということが特定個人情報だと、これを知りたいということの質問なのですが、難しいですか。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 役場でやっているさまざまな事務事業においては、現在の状況では特定の番号とかはついておらず、それぞれの課において、それらの事務事業において番号なりそういったものがついてはいるわけですが、今後はそれぞれの事務事業全てに同じ番号がつくこととなります。それによって、どの事務事業であってもこれが誰の誰べいさんの個人情報なのかを識別できることとなりますので、そういったことを言っているわけでございます。

●藤田議長 7番大崎議員。

●7番大崎議員 何となくムード的にわかりますが、お話しできないところがあるのかもしれませんが、今、私の質問していることについてですね、具体的に説明が難しいのかもしれないということ、私は理解して含んでいるのですが、個人情報というものは非常に賛成の人もいるし反対の人もいるのです。そういう中で、もっともっと学習していくと、何となく混乱して難しいことが起きるのかなということがあるものですから、そういうことも含めながら今後についても、この条例は豊頃だけの問題ではないわけで、これをもう少し熟知しながら、同時にこれは私のみならず町民もそうだと思います。そういうことで条例改正については、やむを得ないのかなという感想を持ちながら、質問を終わります。

●藤田議長 柄崎企画課長。

●柄崎企画課長 ご指摘のとおり番号法制度、それからこの個人情報そのものについても、大変難しいものでございまして、今後、住民等に対する説明の際には制度の説明、それとあわせて、こういったセキュリティ対策、個人情報保護の対策についても十分説明をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●藤田議長 5番岩井議員。

●5番岩井議員 関連質問なのですが、先ほどこの番号制そのものについては強制されていない。これ全国レベルでは相当な反対がいて、ごく一部の形で推し進められていて、相当な予算が使われているということなのですね。豊頃ではさほど予算計上されていないわけですが、そして、この個人情報というのは今いろいろな保険業界でも皆さんご承知のようにどんどん漏れていっているのですよね。

そういう中で一つの番号で全部やられるということは、果たして行政そのものとして責任が持てるのかと。それと、そういうことも加味しまして、やはりこういう問題は説明当然できなく説明が窮地に陥ることも当然あるかと思えます。そして、全体的には行政そのものでやっても、豊頃町でどれくらい的人数がこれに賛同するかとなれば、全く不確定だと私考えているのです。

そういう観点からも、ここでいろいろと定義されていていろいろと直されてはいるのですけれど

も、結局強制されているものではないということでもありますから、これに関しましても、それほどの概念を持って考えるべきではないと、そういうぐあいに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私も個人的には大変理解できない部分がたくさんあるのですよ。しかし、行政全般的に考えた場合、国も北海道も町村もそうですけれども、仮にうちだけこの個人番号をやりませんと言ったら、うちだけが行政の停滞とともに情報も入ってこない、法的にそういうことは許されないのですけれども。今言った特定個人だって、番号を附ったらみんな特定個人になると思うのですね。全員番号を附るわけでありますから。

ただ、先ほど課長言ったとおり、非常に危険なのはやっぱり悪が進入してきて個人の情報を盗んでいくという、この段階になるともう専門家でないとわからないし、私どもの入口は戸籍が担当しておりますけれども、その方でもほとんどわからない。

ただ、今、岩井議員さんがおっしゃっているとおり、個人情報の漏れる可能性というのは私は技術が国よりも個人でそういう技術に長けている人がいたら、当然こういう形になってくる場合もあると思うのです。だからといって行政が全部責任取るということも非常に厳しい。正直言って、この問題については非常に頭の痛い問題でありまして、多分私どもが町民に問いかけると、使わない方、必要のないものはみんな賛成なんてできない。自分の財産から何から全部把握されてきますから、大変そういった意味では厳しいものがあると思います。

しかし、今、言ったとおり、できるだけというか事故の起きない、そして情報は職員といえども決して漏らさないような形で厳しく取り扱っていきたいというふうに思っております。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

午後1時まで昼食のため休憩します。

午前11時53分 休憩

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第49号

●藤田議長 日程第11 議案第49号豊頃町消防団条例の制定についてを議題とします。
本案について提出者の説明を求めます。

佐藤消防署長。

●佐藤消防署長 議案第49号豊頃町消防団条例の制定についてご説明申し上げます。

現在消防団関係の条例、規則等につきましては、本町が構成町となっております東十勝消防事務組合の条例等により団の設置、運用等がなされておりますが、本年5月1日のとちかち広域消防事務組合設立に伴い、東十勝消防事務組合は明年3月31日をもって解散し、翌4月1日からとちかち広域消防事務組合による消防事務の共同処理が開始される運びとなっております。

しかしながら、消防団に関する事務については広域の対象外とされておりますことから、消防団については各市町村ごとに設置することと改められたため、今回新たに消防団条例を制定しようとするものであります。

なお、今回の条例制定につきましては、東十勝消防事務組合に規定されております内容を基本に定めるものであります。

それでは、条例の主な内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について。

第2条は、本町に消防団を設置し、その名称を従来からの名称である豊頃消防団とし、管轄地域を豊頃町全域とすることについて。

第3条は、消防団員の定員を100名とすることについて、それぞれ定めるものであります。

第4条は、団長及びその他の団員の任命について。

第5条は、団員となることができない欠格条項について。

第6条は、団員の意に反して降任、または免職する場合の分限について。

第7条は、消防に係する法令に違反した場合等の懲戒処分について。

第8条から第11条までは、消防団員として守らなければならない服務規律について、それぞれ定めております。

第12条は、団員の報酬及び災害出動時の費用弁償等について、それぞれ別表第1から別表第3に定める額を支給することについて。

第13条は、団員が公務により死亡または負傷したときの公務災害補償について。

第14条は、団員が退職した場合の退職報償金について。

第15条は、団員が自らの危険を顧みることなく、消防業務に従事したことにより死亡、または障害の状態となった場合における賞じゅつ金の支給についてそれぞれ定めるものであります。

第16条は、この条例の施行に関し、必要な事項は別に定めることとした委任規定であります。

附則といたしまして、第1項は、本条例の施行期日を東十勝消防事務組合の解散の日の翌日である平成28年4月1日からと定め、第2項から第4項までは経過措置といたしまして、第2項にこの条例施行の前日に東十勝消防事務組合の条例に基づき、消防団長の職にあるものは、消防団の推薦があつたものとみなすことを。

第3項は、在職する消防団長以外の団員は、本条例の規定により任命されたものと見なすことを。

第4項は、団員としての勤続年数は、東十勝消防事務組合豊頃消防団に入団した日から通算するものとするをそれぞれ定めるものであります。

以上でありますので、ご審議くださいますようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいま消防団の条例につきまして第2条の豊頃町に消防団を設置する。第3条の団員定員は100名とするところの、第3条のところでございますけれども、団員の定員は100名とするという数字の人数の部分でございますけれども、現在の豊頃町の消防団におきまして定員を満たしている消防団は一つもないわけございまして、この100名とする数字が今後人口が減っていく豊頃町において、消防団の定員の数として妥当な数字かどうか、ちょっと諮りかねるところがございますけれども、いかがなものでございましょうか。

●藤田議長 佐藤消防署長。

●佐藤消防署長 ただいまのご質問でございますけれども、現在の消防団員の定員につきましては101名でございます。平成19年に豊頃消防団と当時の大津消防団が統合されたときに、それぞれの団員を統合しまして101名と定めたもの、これが現在まで踏襲されている101名です。

一方で、国から示されている消防力の指針というのがありまして、それによりますと、消防団の定員というのは人口というよりも管轄面積、人が住める面積に応じた人数となっております。あわせまして、消防団で持っている消防車の車両1台当たり5人、あるいは4人という算定に基づきまして計算されたものも数字として持っております。

その数字につきましては、最近の数字で109名となるわけですが、現在の定員につきましては、先ほど言った101名としておりまして、8人の誤差はあるわけですが、これにつきましては皆様のご努力によりカバーできるものという判断で101名としております。この数字が多いか少ないかにつきましては、今回の条例制定にかかわりまして幾度となく検討してまいりましたけれども、現在101名のところ1名減じるということで、消防団につきまして

は、今、4個分団からなっておりますが、それに加えて本団があります。本団が6名ですけれども、今、1名欠員となっておりますので5名でやっておりますので、本団を5名として1名減員する。そして定数を100名ということで考えております。当面は、この100名で団を運用しまして、支障があるようでしたら、また検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 ただいまの説明の内容はよくわかりました。

ただ、現状において、この間も新聞等を見たわけでございますけれども、当初、小泉内閣のときに消防の110万人構想というのがあったわけでございますけれども、現在の日本における消防団員の数、東日本大震災以降減っております、80万人台の人数だというふうな話を聞いております。災害において消防団の任務については、いかなる場合においてもやはりそこを指揮しなければならない任務の者と、それからそれを守る者等の任務がございます、それを実行する消防団員の数が現実問題として減っている現状がございます。そのことに向き合ったときに、豊頃町においてもこの100人という数字につきまして、今がこの人数だからといって今後この人数を維持できるかどうかのことについて非常に難問があるのではないかなというふうに思っております。

現在の消防団員におきまして、それぞれ広域にわたって消防団員が募集をされておるわけでございますけれども、昨今役場の職員の方々、また農協の職員の方々にもそれぞれ協力を得て消防団員になっていただいているわけでございますけれども、それでも実情としてそれぞれの分団には定員が満たしていない実情もございます。その分について今後も行政の力、また、それぞれ農協等の職員もおりますので、そういうところにもう少し大きな計らいをとった中で実行していけるように、そういうような方向にされるのがベターかなというふうに思うわけでございますけれども、以降この100人という数字につきまして、きっちり形がとれるように実行していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 消防団の定数は先ほど署長のほうからも人口並びに面積、特に面積が重要視されております。面積的には昔も今も変わりませんけれども、ただこの100名というのはあくまでも国の基準というか、消防協会のほうと言いましょか、そういう形で100名を一応は決定しておりますけれども、100名どうしてもいなければならないということでないわけで、有事の際、一時的に消防団が必要とする場合については、この消防団員の定数の中でやっていかなければならないというふうに思っております。

最近、今、ご指摘のとおり消防団員になる方が非常に少なくなってきました。特に町では、今、化学的な消火が多いものですから、地方と違って町のほうはなおさら消防団員になる方が少ないかと思っております。本町においても、先ほどご指摘がありましたけれども、町の職員の協力体制

でみんな町を守ると、そういった意味では100の数字を必ず守ることなく、ある程度適切な数字と言いましょか、嫌な方を無理やり強制的に入れるわけにはいきませんので、郷土愛に燃えた方々が入っているような形です。

ただ、私、今心配しているのは広域になった後、消防団が今までですと東十勝で団が一つになっていろいろ行動いたしましたけれども、これからは自治体の責任に基づいてやれということでもあります。したがって、これからも団員を特に東部だと東部の団員が一つになってお互いに交流を深めながら、広域的な消火にもつながるといふふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 100にこだわらないという数字につきましては、消防団の中に入って活動していただける積極的な方については、本当にいつでも募集したいわけでございますけれども、昨今、どこの町村にも女性消防団員の募集ということで、特に昨今また消防団員が少ないものですから、女性に枠をどんどん広げていくというような活動趣旨で消防団員を勧誘している市町村も多くなってまいったわけでございます。

当町におきましても、というような考え方でございますけれども、当町におきましてそのような活動の募集があったときには、旦那さんもいろいろな意味で忙しくてお母さんも消防団員ですかみたいな形になるかどうかということにつきましては、ちょっと疑問なこともございますけれども、町長の考え方の中に我が町の消防団員として女性団員の勧誘が可能かどうかというふうな考え方はございましょうか。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 女性がどうしても必要だということではなくて、女性の方についても防災に意識の高揚を図っていただく関係上であれば、希望者がいれば大いにやっぱり消防団員になっていただいて活躍していただきたいと思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第50号

●藤田議長 日程第12 議案第50号豊頃町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

矢野住民課長。

●矢野住民課長 議案第50号豊頃町手数料条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

初めに、提案理由ですが、国によるマイナンバー制度の開始に伴い本年10月から国民一人一人に個人番号をお知らせするための通知カードが郵送されます。また、平成28年1月からは本人の申請に基づき顔写真付きで身分証明書としても使用できる個人番号カードの交付が開始されます。

各カードの初回交付手数料につきましては、国が費用を負担するために無料となりますが、紛失等の理由により再交付する場合の手数料については、国の負担がないため本人負担とさせていただくものであります。これに伴い各カードの交付手数料、再交付手数料について条例で定める必要があることから、豊頃町手数料条例の一部改正について提案するものであります。

次に、改正の内容であります。改正条例をごらんください。

第1条ですが、第1条では、豊頃町手数料条例の別表に10の項として通知カードの再交付手数料1枚につき500円を加えるものであります。

第2条においては、同じく豊頃町手数料条例の別表中11の項を個人番号カードの再交付手数料について1枚につき800円と改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行するものでありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5番岩井議員。

●5番岩井議員 手数料なのですけれども、このマイカードについての手数料だと思うのですけれども、これ1枚500円、そして紛失した場合は800円、私にはこの手数料を取るということ自体が、大多数の人が反対している中で手数料を取って、なおかつ進めていくということは私はちょっと考えられないもので、その辺どのように考えているのかお聞きしたいと思いますけれども。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 今回の手数料条例につきましては、通知カード及び個人番号カードの初回の手数料については国が負担しますので無料なんです。本人の事情によって紛失でしたとか盗難でしたとか、そういうときに再交付を求めるときに手数料をいただくというふうな、そのような条例です。

●藤田議長 5番岩井議員。

●5番岩井議員 ちょっと今わからないところがあったのですけれども、最初のときには無料ということなのですか。

●藤田議長 矢野住民課長。

●矢野住民課長 そうです。

●藤田議長 5番岩井議員。

●5番岩井議員 そして、再発行するには800円と。わかりました、ありがとうございます。

●藤田議長 ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

5番岩井議員

●5番岩井議員 この再発行に至りましても、お金を取るということは私はこの問題に関しては認められないと考えております。なぜならば、このもの自体がしっかりと国のほうでも方針が、国のほうから押しつけられたような形の方針になってまして、町の中でもどの程度の人になるかも確信持っていない中で、そして、このような手数料とかというものだけが先行するということは私はいかなるものかと考えるのです。そういう形で、私は議案に反対いたします。

●藤田議長 8番大谷議員

●8番大谷議員 私は賛成の立場で意見を述べたいと思います。

このことは行政業務の効率化、そして経費の削減につながっていくものと思います。情報漏洩についても、コンピュータの端末は各町村別々に持つということで漏洩がないということも十分考えられますので、私はこの条例に賛成したいというふうに思います。

●藤田議長 暫時休憩します。

午後 1時20分 休憩

午後 1時20分 再開

●藤田議長 再開します。

暫時休憩します。

午後 1時21分 休憩

●藤田議長 再開します。

先ほどの中で、質疑は終わりましたので、討論はありませんかという質疑の中で討論が出ましたので、手続上は問題はないかと思えます。

それでは、改めて採決をしたいと思えます。

賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

●藤田議長 反対の方の挙手をお願いします。

(反対者挙手)

●藤田議長 賛成多数により本案は原案のとおり決定することにいたします。

議案第50号は、原案のとおり可決いたしました。

◎ 議案第51号

●藤田議長 日程第13 議案第51号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 17ページをお開き願います。

議案第51号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

このたび福祉活動拠点施設建設工事の請け負い契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから、議会の議決を求めるものであります。

工事名、福祉活動拠点施設建設工事。

契約の方法、指名競争入札、8月20日に実施しております。契約の金額1億4,310万円、内消費税相当額1,060万円。

契約の相手方、帯広市西6条南6丁目4番地、株式会社ネクサス、代表取締役社長曾根一。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第52号、議案第53号及び議案第54号

●藤田議長 日程第14 議案第52号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第15 議案第53号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、及び日程第16 議案第54号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを一括議題とします。

議案第52号、議案第53号及び議案第54号の3件について、一括して提出理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第52号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第53号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、及び議案第54号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、一括ご説明いたします。

初めに、議案第52号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

本案は、北海道市町村総合事務組合を組織する組合組織団体の変更に伴い改正するものであり、別表第1及び別表第2では、構成団体中、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成26年度末をもって解散したため脱退、並びに東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合及び南十勝消防事務組合が平成27年度末をもって解散、脱退するために削除。新たにとかち広域消防事務組合を加入することに。十勝4組合の解散及び池北三町行政事務組合の消防事務廃止に伴い削除し、消防団事務の構成町村への継承のため、構成団体に音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町が加入するなど、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町村の協議により、これを定めるため同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、第1項では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでありますが、解散脱退に伴う東十勝消防事務組合、北十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び池北三町行政事務組合を削除する部分は、平成28年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第53号、次ページであります。北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

てご説明いたします。

本案につきましても北海道市町村職員退職手当組合を組織する組合組織団体の変更に伴い改正するものであり、別表の構成団体中、道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成26年度末をもって解散したため脱退、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合が平成27年度末をもって解散するため脱退し、新たにとかち広域消防事務組合が加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定による関係町村の協議によりこれを定めるため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、第1項では、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでありますが、解散脱退に伴う西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合及び南十勝消防事務組合を削除する分は平成28年4月1日から施行するものであり、第2項では、変更後の北海道市町村職員退職手当組合規約を縦書きから横書きに規約文面を改めるものであります。

次に、議案第54号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてご説明いたします。

本案におきましても、北海道町村議会議員公務災害補償等組合を組織する組合組織団体の変更に伴い改正するものでありまして、第1条は目的条文の文言整理のため一部改正し、別表第1の構成団体中道央地区環境衛生組合及び南渡島青少年指導センター組合が平成26年度末をもって解散したため脱退、東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び北十勝消防事務組合が平成27年度末をもって解散するため脱退し、新たにとかち広域消防事務組合が加入することに伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更しようとするものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町村の協議により、これを定めるため同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

附則としまして、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでありますが、解散脱退に伴う東十勝消防事務組合、西十勝消防組合、南十勝消防事務組合及び北十勝消防事務組合を削除する分は平成28年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第52号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議案第53号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

議案第54号北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第5号

- 藤田議長 日程第17 同意案第5号豊頃町教育委員会委員の任命についてを議題とします。
本案について提出者の説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 同意案第5号教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

来る9月30日をもって任期満了となります現職であります種川裕章氏の後任に、次の者を教育委員会委員に任命いたしますので、関係法律の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

氏名は宝田博幸氏。住所は豊頃町十弗169番地であります。

以上でありますので、よろしくお願い申し上げます。

- 藤田議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は、同意することに決定しました。

◎ 散会宣告

- 藤田議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時37分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員